

しましてから返済するという市もございます。現今の物価高でございますので、他市の状況を参考にいたしましたして、前向きで増額を検討しなければいけないというふうには私は考えております。細部にわたりましたは教育長から御答弁いたします。

次に請願、陳情の問題でございますが、市民からの御要望、そして議会の御熱心なる御審議の結晶でございます請願、陳情でございますので、私どもといたしましては、ゆめおろそかにすることはできないわけにございまして、これにつきましては十分財政その他種々の要件を勘案いたしまして、請願、陳情の趣旨を生かせるように努力をいたしているつもりでございます。現在のところ大体三年間に採択をいただきましたものの七〇数％は実行に移っている段階でございますけれども、一〇〇％が望ましいわけでございますので、今後も努力してまいらなければならないと思っております。これにつきましては担当の生子課長から細かい数字等も申し上げるつもりでございます。市庁舎の冷房でございますが、これにつきましては現在の時代からいたしますと、又常識といってもよろしいかもしれませんけれども、冷房を完

備するのが時代の要請にマッチしたと根本的に考えます。又市民のサービス、職員の仕事能率等は原田先生のおっしゃられたとおりでございます。又反面、非常に現在は財政その他逼迫の時代になったという面もございますし、市の財政も乏しいのでございます。又市民の一部の方の感情というものもあるかもしれません。又本庁舎を冷房いたす場合には、市庁舎以外の市の建物、例を申しますと、市立保育園等でございますけれども、そういうものはもちろん先にやらなければいけないだろうということもございます。そこで現実の段階でやるとなったらどうしたうよろしいかということにございますけれども、たとえば、なるべく資金を使わないように防衛施設庁の民生安定の費用でどうかということも考えますが、これらにつきましては二重窓にするということが原則でございすし、又工事が相当大きくなりますので、相当期間仮庁舎を定めまして市役所を一時留守にしなければならぬということもあるわけでございす。財源についても市独自の財源による方法等いろいろあるわけでございす。いろいろ賛否もあると思っておりますので、いまじきにというわけには

いかないわけでございますけれども、これから十分に諸々の御意見も承り、又実施するとするならばどのような方法がよろしいかというようなこと、それらを遅滞なく調査いたしてまいりたいと思っております。実は一部調査等もしてはございます。してはございますけれども、やはり相当の資金を要しますので、いままでも御相談も申し上げなかつたのでございますけれども、御質問もいただきましたので、今後、一つのプランといたしまして検討に入りたいというふうに考えている次第でございます。これにつきましてはお細かいことは多少あるかも知れません。これは生子課長が担当でございすので、生子課長のほうでこれだけ申したらよろしいということがありまして、補足をいたすかもしれませんが、よろしくお聞きとりいただきたいと思います。と思う次第でございます。

○教育長（町田倍二君） 自席からお許しをいただきまして、育英資金の給付状況等、今後の給付額の増額についての考え方について、市長の補足答弁をさせていただきます。

当市の育英資金につきましては、これはすでに御案内のように、市

内に在住しております成績優秀な高校生で、経済的な理由によりまして就学が困難な方に、その学資を給付して、将来有能な人材を育成するという目的をもちまして、先ほど市長から申し上げましたように、篤志家からの寄付金、すなわち基金によりまして、基金から生ずる利子とか市からの補助金等によりまして、育英会のほうで運営されているわけでございます。

それから育英資金の受給者の選考決定でございますが、これは育英会の理事会で検討して決定することになっております。なお、公募方法につきましては、市内の中学校長を通じまして、又市の広報を使用いたしまして公募しております。

次に育英資金の給付の状況でございますが、現在総数五十人の高校生に対しまして育英資金の給付が行われております。その内訳は一年生が十七名、二年生が十九名、三年生については十四名となっております。又この給付の金額につきましては、先ほど市長が申し上げましたが、現在月額一人二千元でございまして、年額二万四千元でございます。

次にこの育英会の経理の状況でございますが、ちょっと細かくて恐縮ですが、御参考のために申し上げますと、寄付の現在高は元金が百七十六万八千四百五十四円でございます。これは定期預金で収入役が保管しております。この基金から生ずる元金の利子収入が十二万九千九百四十八円でございます。四十九年度の繰越金が四万六千四百二十三円、市の今年度の補助金が八十四万円、合計いたしましたして百一十六万三千三百七十一円で、これが運用資金の額でございます。つまり歳入に該当するものでございます。次に支給資金の額でございますが、これは歳出に当たるものでございますが、先ほど申し上げましたように、本年は五十人の対象者でありますから、月額二十円の五十人分の十二月分でございますから百二十万円が必要であるわけでございます。したがって、これも市長が先ほど申し上げましたように約十八万円が不足になってくるわけでございます。この分につきましては、今後の補正予算で市の補助金でカバーしていただくということになっております。

育英資金の給付額の増額の関係でございますが、これは毎年他の

市の状況等を調査いたしまして決めていただいておりますが、本年度は現在月額二十円のところもあり、又三十円のところもあり、市によってまちまちでございます。当市の場合は、先ほど申し上げましたとおり、二十円で行っている次第でございます。いずれにいたしましても、先ほど市長から増額の関係につきまして申し上げましたが、この給付額の改定につきまして、今後育英会の理事会等で十分審議をお願いいたしまして検討していただくというふうに考えております。

○庶務課長（生子国利君） ただいまの二点目の請願、陳情の処理の問題でございますが、市長が御説明申し上げたとおり、市として非常に高率にはなっておりませんが、やはりまだ一〇〇%には遠いようでございます。

内容的に申し上げますと、請願、陳情で過去三年間の採択件数で執行部に送付を受けたものは四十四件でございます。そのうちで処理されているものは三十四件、したがってパーセンテージは七七%の執行率ということになっております。そのうちの請願だけをとった場合には、現在八九%の処理がなされております。それから陳情については六九%、これは四十九年度のものか

この中にございますので、四十九年度のものにつきましては五十年度的に入らばかりでございますので、その処理がおくれていると思えます。したがって陳情の執行率は六九%になっております。

参考までに他市と比較してみますと、青梅市では四十九年度中に十九件の採択があったそうですが、それで処理が五件。したがって二六%の執行率、それから昭島市が四十九年度に三十三件で、処理されたものが六件、執行率一八%です。したがって処理率としては四十九年度だけを拾ってみますと、福生の場合六二%の執行をしているような次第でございます。参考までに四十七年、四十八年、四十九年を見ますと、請願、陳情を含めて総体的に申し上げますと、四十七年に採択されたもので市に送付されたものが十六件で、そのうち執行したものは十四件でございます。八八%消化してあります。四十八年度は十五件市長のほうへ送付されました十二件の処理をいたしまして八〇%、それから四十九年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり十三件市長のほうに送られておりますが、処理したのが八件で六二%です。これから比較しまして非常に高率な処理はしていると思えますが一〇〇%にはいい

っておりません。今後とも議会の意思を尊重いたしまして、行政の公平性、あるいは経済性、公平性、合理性等も考えましてこれを消化していくという考え方に進みたいと考えております。

それから次の庁舎の関係でございますが、先ほど市長が語る御説明申し上げたわけでございますが、ただ私のほうで一応検討いたしました点について、参考までに大ざっぱなところを申し上げます。

この庁舎の改造そのものを防衛補助でやれないことはないわけですが、かつて防衛施設周辺の生活環境整備に関する法律の適用にはなりません。しかし、先ほど市長が言われたとおり、この改造が非常に大変でございます。やはり一部仮庁舎をつくらなければならないというような問題、事務的な能率的な問題というふうなものも考えられるわけで、工事の費用の問題もあります。又施行上に非常に問題があるということでも、この防音工事についての補助によることは非常に困難ではないか。財政についてもやはり基準価格がございまして、おそらくその基準価格では、現在の物価上昇率においてできないのではないか。そうしますと、そのほかの方法とし

て、これは市独自でやるのが経済的ではないかとわれわれは考えているわけです。防衛でやる場合にはオールセントラル方式というふうになるわけですが、片舎を個々にやるということで、個別方式で各部屋ごとに冷房していくということをやったら経済的にもいいのではないかと考えておりますが、まだ具体的な方策をたてたわけではございません。今後十分検討いたしまして、市長が説明されたとおりの方針にのっとり進みたいと考えております。

○三番（原田生也君） 自席から再質問いたします。

まず育英資金の問題について再質問いたします。

この公募の方法は広報と中学校の校長を通じてということですが、年に何回くらい広報に出されておりますか。それから高校生五十名が現在給付の対象になっているということですが、大学生は一人もないのかどうか。

それから第二点目の請願、陳情の問題でございますが、執行率が非常に低いということになっているが、この中で特に各町内会から請願あるいは陳情で出ている町内会館の建設及び集会所の建設についての処理状況はど

うなっているか。これからまた各町会から建物がふえるということとで当然出されてくると思いますが、その点についての考え方はどうか。

次の冷房設備の問題でございますが、非常に金もかかることでむずかしいと言っておられますが、市民が市役所へ来てはっと一息つける場所ならばいいのですが、逆に表に出たほうがはっとするという状況では、市民に対するサービスが足りない。もちろん働いている人も非常な苦痛を感じていると思います。この点についてもう一度お答えいただきたい。予算が相当かかるということで、一階、二階、三階と各階に分けて何度かわたりやうる考え方はあるのかどうか。それから防衛庁の場合はセントラル方式と聞いておられますが、方式にはセントラル方式あるいはダクト方式、パッケージ方式と各種あるわけです。この中で最も工事費の安い、あるいはまた最も経費が少ない方法を考えてみたことがあるかどうか。この点についてお尋ねをいたします。

○教育長（町田倍二君） お答えいたします。

広報の関係でございますが、二月か三月ごろ、高校進学の中学三年生に

し、中学校の校長に頼みまして趣旨を徹底いたします。さらに広報は大体二月あるいは三月ごろと思いますが、出しましてやっております。なお、途中で家庭の状況で不幸が起きまして、高校に行けなくなったというような方が以前にありました。そういう関係につきましては特例といたしまして、年度途中でも給付をするように理事会で決定しております。それから大学生の関係でございますが、従来から給付を行っておりません。○企画財政課長（上野重勝君） 御質問の請願処理状況の中で、各町内から出されている町内会館の請願についてどのような考え方であるかということでございますが、去る六月二十日の定例会におきまして、私から福生市のコミュニティについてという考え方を御説明申し上げております。それから現在、基本構想を審議会で審議中でございますが、これに基づきます基本計画を現在策定中でございます。この基本計画の中で、福生市におけるシビルミニマムをいかにすべきかということとを討議いたしました。その中で十二施設、五十六項目にわたりました。チェックをいたしました。その中でコミュニティ施設についてはどうあるべきかということとを御説明申し上げて

おりますが、従来から町会というものは一つのコミュニティとして発展をしてきた経過がございます。しかし福生市の現状を考えた場合に、非常に人口流動率が高いというようなこと、いわゆる自治体離れの傾向が目立ってきているというようなこともございますし、又余暇時代とかでいろいろ施設の要望等がございますので、それらを勘案いたしまして、福生市としてはそれらのコミュニティ施設については老人あるいは子供が通える、到達し得る距離ということで、おおむね小学校区を一つの単位といたしまして、これにコミュニティ施設をつくっていくという考え方を明らかにしております。このコミュニティ施設の中には、いわゆる図書館であるとか児童館、あるいはまた老人福祉施設というような多目的なものを包含いたしましたものを建設していくという計画を策定中でございます。その中で従来の町内会館というものはどうすべきかということとでございますが、これは本年度の三月の市長の施政方針でも明らかにいたしておりますが、地域住民の集会施設であります町内会館につきましては、従来町会がそれぞれの立場であつくりになつていくという歴史的な経過もございます。それ

から未設置の地域についても若干ございますが、これらにつきましては補助金の制度を拡充いたしまして、その地域の住民の要望にこたえていきたいという事を御答弁申し上げております。

具体的に申し上げますと、従来建物については二割程度の補助金でございましたが、今年度から建物については五〇%の補助、それから用地費については二〇%の補助というように大幅に補助率を引き上げまして、それらの住民の要望にこたえていきたいという考え方でございます。それから学習等供用施設についていろいろ話題がございまして、その中で学習等供用施設を町内会館にというようなお話もございました。たとえばこれを一館つくりますと大体一億円程度の金額がかかるわけですが、それから補助金というのは、たてまえ上は半分くらいになっておりますが、実質的には四〇%くらいです。そうしますと、市の持ち出し分というのは六千万円くらいかかる。それを三十数町会にいたしますと、市の自己負担というのは二十数億という膨大な金額になるわけです。したがっていま直ちにこれに應ずることはなかなか困難であるということでございます。

庶務課長（生子国利君）

冷房の問題でございしますが、確かに来庁する

市民あるいは職員健康管理上まことに申しわけないと思うのですが、財政的な問題がどうしてもあるわけで、最終的にはこれらの計画を具体的にもう少し検討いたしまして、先ほど述べられましたように、一階・二階・三階と分割してやる方法もあると思います。いずれにしても、やるというならばそういう分割方法がよいのか、あるいは一括したほうが経済的にいいのか、そういう点は十分検討させていただきたいと考えております。それから私どもも多少勉強不足ですので、三方式そのものももう少し検討して、さらに防衛庁の補助によったほうが理想的であるということになればその方法も考えたいと思っておりますので、しばらくの間研究の余地を与えていただきたいと思います。

○三番（原田生也君）

大学生の育英資金の件についてもう一度お尋ねいたしますが、大学生は現在までに一度も公募したことがございませんか。

それから町内会の会館問題でございしますが、現在町内会から出されてくる会館の要望件数は何件くらいあるのかお聞きしたいと思っております。

○教育委員会庶務課長（内田和雄君） 育英会の関係でござりますが、二十五年に育英資金支給条例というのができておりますが、その後、市内の有志の方々に基金を御寄付いただきました。現在実施しているのは給与条例に基づく給付ではなく、この育英会に補助金を交付して、その中で給付しているのが現状でござります。

そこでこの条例とこの育英会の関係で以前から問題はあったのでござります。これを統一しようというようなことで前にいろいろ検討したのでござりますが、その当時、基金を寄付された方の意見の中で、この育英基金というものを完全に生かしてもらいたいということもあり、その当時から育英会のほうに市から補助金を出して、その中で育英資金を出しているのが現状でござります。それでこの育英会では一応現状では高校生を対象として月額二千円ということとで処理しているわけです。もう時間も相当たちまして、基金も先ほど申し上げました百七十六万円程度でござりますので、基金から発生しますものは非常に少なくなつて、市の補助金が非常に増額になつていくというのが現状でござります。基金から現在まで大

分時間もたつておりますので、それらの点は今後検討していかなければならぬのではないかと、いう現状でござります。そういうことで現在育英会によりまして育英資金の交付しておりますので、その中で高校生に月額二千円ということとで給付しているわけでござります。

○企画財政課長（上野重勝君） 会館等の陳情、請願の件数でござりますが、町内会館あるいは地域的な会館等の要望を含めまして五件でござります。○三番（原田生也君） 大体質問の要旨に対する回答が出てきたと思ひます。

最後に要望事項といたしまして申し述べたいと思ひます。育英資金の問題につきましても、最近の物価上昇あるいはまた九月定例都議会におきまして、大学、高校生の授業料が値上げされることとが提案されると新聞やテレビで報道されております。こういう問題があつても勉強に励めるようにぜひ月額のアップをする計画を強く要望したいと思ひます。

次に請願、陳情の要望でござりますが、各町内会で請願あるいは陳情をすれば、会館は市でつくつてくれるものだという考え方を持っている

のが非常に多いと思います。この点におきまして市のコミュニティにおいて市の基本構想はこうであるということ、やはり市民に対するサービス面から当然陳情、請願者に対して、年一回くらいはその執行の見通しあるいは計画について報告する必要があるのではないか。この点を強く要望しておきます。

次に冷房施設に対しての要望でございますが、市民も市の職員も……もちろん冷房施設を設けることに長短いろいろあると思いますが、しかし現在ではその冷房設備を設けることが非常に大きく望まれておりますので、この点金のかかることは確かにわかるのですが、その点も一応あらゆる角度から考慮していただいて検討していただいて、そしてできることなら来年の夏に一階だけでも間に合うような方式で前向きに検討していただくことをお願いいたします。私の一般質問を終わります。

議長（貫井喜代次君）これより十一時まで休憩いたします。

午前十時五十分 休憩

午前十一時二分 開議

議長（貫井喜代次君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に五番森田治男君

（五番森田治男君登壇）

○五番（森田治男君） 貴重な時間をお許しをいただきまして、私の一般質問にあたらせていただき、感謝申し上げます。

会議規則第八十六条の規定により、すでに通告のとおり、私の一般質問は、第一点、市営プールについて、第二点、保健行政について、以上二項目であります。

第一点、市営プールについてお尋ねいたします。

福生市営プールは、多摩川に隣接した福生市で一番西側に位置いたしており、秋川市、日の出町、五日市町を結ぶ産業と観光の主要道路が交差する交通の激しいところにあります。市営プールは市民の夏のひとときを過ごすのにまことにかつこの施設であり、健康な体づくりという角度から大変な好評を得ていると思います。入場者数も年々増加してお

り、本年は昨年より十日間短かい六十二日間の開場でありましたが、総入場者数は七万四千六百八十一名と昨年より一万人増加いたしております。総入場者数の約六割が小中学生で四万六千七百一名、小中学生に福生市より配布されました市営プールの無料券の使用枚数は四千七百八十二万とたまたまあります。夏休み中の各学校のプールも、学校当局の御理解をいただきまして、ほとんど毎日実施されたようでありますが、これだけでなく多くの小中学生が夏休みに学校プールがあるにもかかわらず市営プールを利用したということでもあります。プール無料利用券には「小学生二年生以下の児童が市営プールを利用するときは、おとなりの付き添いが必要で」と記載されております。小学生高学年になると友達同士で歩いて、あるいは自転車やバイクを飛ばして、市から配布された無料券を片手に市営プールに出かける学童が多く見受けられます。自転車に乗っていく子供たちをみれば交通事故がなければよいがと思う心は、学童を持つ親ばかりではないと思います。果たして夏休み中に市営プールの帰りに自転車もろともダンプカーにはねられる事故を起こしたという事実もござります。そうい

う悲しみをなくすために、学校当局並びに警察当局、さらに各父兄も子供たちに対する自転車の乗り方の指導などを、さらに教育委員会にお

いては安全対策には万全の措置を講じられていると思います。無謀とも見える車の運転が減少しない限り、この種の事故は後を断たないようには思われます。父兄同伴でとか、あるいは子供たちにとっての車社会への訓練だと言ってしまうまでもですが、市営プールの近くはあまりにも交通が厳し過ぎます。市の施設のシビルミニマムに五万人に一カ所の児童プールの設置義務があり、児童福祉法第三十五条にうたわれております。このシビルミニマムに基づいた児童プールを併設したのが福生市営プールであると私は思います。児童が利用者の大半を占める施設であるだけに、安全な方法で子供たちが楽しみにしているプールに行ける施策を講ずるべきであると思います。市内循環バスのない福生市においては、御老人のための福祉会館連絡バスは月曜日、火曜日を除く毎日運行されております。小中学生を対象にした市営プール連絡バスとして、老人用バスの空いている時間だけでも利用する考えがあるかどうか御答弁をお願い